

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

○保安林の指定施業要件の変更の予定（二件）

### 議 会

○宮城県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令

### 選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十年分）

○資金管理団体の届出事項の異動届

### 労働委員会

○宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示

## 告 示

○宮城県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年一月二十二日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

（森林整備課）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年一月二十二日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

議 会

○宮城県議会訓令第4号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年一月二十二日

宮城県議会議長 佐 藤 光 樹

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和五十一年三月二十六日宮城県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二条議事課の分掌事務の項第九号中「調整」を「調整」に改める。

第十四条第三号「布令簿」の下に「様式第三号」を加え、同条第四号中「文書番号簿（様式第三号）」を「文書番号簿（様式第四号）」に改め、同条第五号中「親展文書番号簿（様式第四号）」を「親展文書番号簿（様式第五号）」に改め、同条第六号「送付簿」の下に「様式第六号」を加え、同条第七号中「請願陳情受理簿（様式第五号）」を「請願陳情受理簿（様式第七号）」に改め、同条第八号

中「文書管理目録（様式第六号）」を「文書管理目録（様式第八号）」に改め、同条第九号中「電磁的記録管理目録（様式第六号の二）」を「電磁的記録管理目録（様式第八号の二）」に改める。  
別表第一を次のように改める。  
別表第一（第十五条関係）

一 法規文、公示文（公告を除く。）及び令達文

宮城県議会規則第 号

宮城県議会訓令第 号

宮議告示第 号

二 往復文

(1) 親展文書

宮議親第 号

(2) 普通文書

宮議第 号

様式第十三号を様式第十五号とし、様式第十二号を様式第十四号とし、様式第十一号を様式第十三号とし、様式第十号を様式第十二号とし、様式第九号を様式第十一号とし、様式第八号を様式第十号とし、様式第七号を様式第九号とし、様式第六の二号を様式第八の二号とし、様式第六号を様式第八号とし、様式第五号を様式第七号とし、様式第四号を様式第五号とし、同様式の次に次の一様式を加える。



様式第3号 (第14条関係)

布 令 簿

番 号	件 名	公 報 登 載 日	公 報 定 期	行 番 号	課 名
			号	号	
第 号		月 日	第 号	第 号	
第 号		月 日	第 号	第 号	
第 号		月 日	第 号	第 号	
第 号		月 日	第 号	第 号	

附 則

この訓令は、平成三十一年二月一日から施行する。

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成三十一年一月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日  
一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

自由民主党大 堀籠 友也 狩野 勝彦 黒川郡大衡村大衡字小沓 〇 平成三十年十二月十九日  
 衡村支部 掛六一―二

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日  
 細野たかし応援団 太田 昌彦 丸 忠徳 仙台市泉区館四―三八―一〇 平成三十年十二月十二日

ものづくり産業の将来に向け政策実現を推進する仙台杜の会 青沼 勝則 及川 猛 仙台市宮城野区港一―六一―一 平成三十年十二月十四日

○宮選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十一年一月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鳴瀬支部	高橋 宗也	主たる事務所の所在地	東松島市小野字裏丁二四一	東松島市野蒜ヶ丘二二七	平成三十年十二月十九日
自由民主党宮城県第一選挙区支部	土井 亨	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区上杉一三〇	仙台市青葉区二日町一一二	平成三十年十二月三日
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)					
輝く未来の会	生田泉太郎	代表者の氏名	生田泉太郎	村岡 玲子	平成三十年十二月二十一日
政経フォーラム	土井 亨	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区上杉一三〇	仙台市青葉区二日町一一二	平成三十年十二月三日
土井とおるチャレンジ21	和田 弘	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区上杉一三〇	仙台市青葉区二日町一一二	平成三十年十二月三日
星雅俊後援会	星 雅俊	主たる事務所の所在地	石巻市末広町二四四	石巻市末広町三十七	平成三十年六月十日
宮城県建築士事務所政経研究会	栗原 憲昭	代表者の氏名	栗原 憲昭	高橋 清秋	平成三十年七月十二日
宮城県商工政治連盟丸森支部	白木 寛一	代表者の氏名	白木 寛一	秋葉 薫	平成三十年六月十六日
宮城県商工政治連盟村田支部	渡邊 人志	代表者の氏名	渡邊 人志	中村 次男	平成三十年五月二十六日
宮城県商工政治連盟巨理山元支部	門澤 俊夫	主たる事務所の所在地	巨理郡巨理町字中町二一	巨理郡山元町山寺字山下七三	平成三十年六月二十九日
若生ひろとし後援会	中鉢 義徳	主たる事務所の所在地	富谷市成田一一二	富谷市今泉鶴巻五	平成三十年十二月一日

○宮選管告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成三十一年一月二十二日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)	代表者の氏名	解散年月日
新しい風気仙沼の会	斉藤巳寿也	平成三十年十一月二十九日
高橋あきら後援会	高橋 晃	平成三十年十一月十三日
○宮選管告示第六号		
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		
平成三十一年一月二十二日	宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫	
(その他の政治団体)		
新しい風気仙沼の会	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	
報告年月日 30.12.27 (30.11.29解散)		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
高橋あきら後援会		
報告年月日 30.12.11 (30.11.13解散)		
1 収入総額	178,240	
2 本年収入額	178,240	
3 支出総額	178,240	
4 本年収入の内訳	178,240	
5 寄附	178,240	
個人分	178,240	
4 支出の内訳	178,240	
政治活動費	178,240	
組織活動費	178,240	
5 寄附の内訳	178,240	

